第二十五条の二十三の二第一項	区分	区分（令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
（略）	（略）	（略）
第二十五条の二十四第一項	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
（略）	（略）	（略）
第二十五条の二十六第一項及び第二項 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六条 第三十二条において準用する第二十七条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）	（略）	（略）
第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六 第三十六条の三十の七第二項 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置の長
（略）	（略）	（略）

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、中核市が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第二十五条の二十三の二第一項	区分	区分（地方自治法施行令第百七十四条の二十六第七項及び令第四十五条の三第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
（略）	（略）	（略）
第二十五条の二十四	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
（略）	（略）	（略）
第二十五条の二十六 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する第二十六条 第三十二条において準用する第二十七条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）	（略）	（略）
第三十六条の二 第三十六条の三 第三十六条の五 第三十六条の六 （新設） 第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項 第三十六条の三十八第二項 第三十六条の三十九の二 第三十六条の四十	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置の長
（略）	（略）	（略）

第五十条の三　令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。